

京都市の都市公園における使用料減免基準

京都市の都市公園における使用料について、京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第12条の3第1項の規定による減免に係る基準は、下記のとおりである。

記

- 1 都市公園法（以下「法」という。）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可（ただし、法第7条第1項第6号に該当するものに係る許可を除く。）に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 本市又は本市行政機関が使用するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体（健康保険組合、住宅供給公社、独立行政法人等をいう。以下同じ）が公用又は公共用のために使用するとき。
 - (3) 町内会、子供会その他地縁による団体及び本市が認定した公園愛護協力会（許可の申請を行う公園を対象として結成されたものに限る。）（以下「地元団体」という。）が地元の公園を公共用のために使用するとき。
 - (4) 寄付又は無償貸与に係る土地について、当該寄付者又は無償貸与者が3箇月を超えない範囲で占用するとき。
 - (5) 許可を受けて設置しようとした、又は設置されている電柱に市長が街灯を設置するとき（街灯の設置に係る対価を徴されていない場合に限る。）。
 - (6) その他市長が公益上特別の事由があると認めるとき。
- 2 法第7条第1項第6号に該当するものに係る法第6条第1項又は第3項の許可及び条例第3条第1項又は第3項の許可に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 本市又は本市行政機関が使用するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用のために使用するとき。
 - (3) 公共的団体（社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、森林組合、産業経済団体、厚生社会事業団体等をいう。）又は「京都市の都市公園における行為許可基準」（以下「行為許可基準」という。）第2項第1号アの（キ）若しくは（ク）の団体（以下「公共的団体等」という。）が緑化の推進及び普及並びに地域活動のために使用するとき。
 - (4) 公共的団体等が公益に資する行事をするために使用するとき。
 - (5) 地元団体が地元の公園で行事をするために使用するとき。
 - (6) 学校、保育所等が授業、事業等を行うために使用するとき。
 - (7) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理を行う公園の魅力向上等を図るために使用するとき。

- (8) 各種団体、学生等が主として児童を対象とした行事をするとき。
- (9) 寄付又は無償貸与に係る土地について、当該寄付者又は無償貸与者が使用するとき。
- (10) その他市長が公益上特別の事由があると認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、営利を目的として、興行若しくは競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに参加する公園利用者から参加料その他これらに類する費用（以下「参加料等」という。）を徴収する場合又は物品の販売若しくは頒布（以下「物品販売等」という。）をする場合における使用範囲については、使用料を徴収する。この場合において、「営利を目的とした参加料等の徴収又は物品販売等」とは、行為許可基準第2項第1号アの（ア）から（カ）までの団体が収益（利益等の源泉たる売上高をいう。）を収入するものその他市長が特別に認めるもの以外のものをいう。

4 標準処理期間

申請があった日の翌開庁日から起算して20日とする。ただし、当該申請の補正を求める場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

5 委任

この基準の施行に関し必要な事項は、みどり政策推進室長が定める。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。